

令和6年度長野県企業局電力の売電等業務に係る質問に対する回答

長野県企業局電気事業課

番号	項目	内容	回答	回答日
1	参加申込書の添付書類について	実施公告「8 参加申込書の作成・提出」(3)の「カ」につきまして、「物件の買入れ」の等級がAに格付けされている競争入札参加資格許可通知書の代わりに、「入札参加資格登録者名簿」にて代用させていただくことは可能でしょうか。	長野県会計局契約・検査課から送付された登録通知書(葉書)が不明の場合は、参加申込書の備考欄に登録番号を記載して下さい。	12/26
2	企画提案書の附表について	1③負荷追従供給総額(税抜)との記載がございますが、ただし書き以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金については、「令和5年度単価1.40円/kWh」との記載がございます。当該単価は税込であると認識していますが、算定上は、1.27円/kWh(税抜)を使用するという理解でよいでしょうか。	・お見込みのとおりです。 「令和5年度単価(1,27円/kWh)」に修正します。 ・関連して、別添2-3の別表2の「(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金」の項、「単価(税込)」の欄を「〇〇〇円/kWh ※令和6年度単価での契約になります。」に修正します。	1/10
3		1③※において内訳を提出するとの記載がございます。どこまでの内訳を記載する必要がございますでしょうか。再生可能エネルギー発電促進賦課金とそれ以外の内訳を明記するという理解でよろしいでしょうか。	別添2-3の別表2の(1)電気料金、(2)燃料費調整額、(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の別程度を想定していますが、様式は任意ですので、〔(1)+(2)〕と(3)の別でも構いません。	
4	別添1-3仕様書別表1について	令和6年度非FIT・FIP発電所別月別予定売電電力量の※1において与田切発電所はFIP申請済みであり、認定は令和6年3月予定とあります。別添1-2長野県企業局電力の売買等に係る仕様書(案)2ウ(イ)の記載内容およびweb説明動画の内容(令和6年4月にFIP認定申請)と相違しているのではないのでしょうか。	別添1-3仕様書別表1の※1については、「与田切発電所についてはFIP制度適用への変更申請を行う予定であり、令和6年7月1日の適用を予定しています。」に修正します。	

番号	項目	内容	回答	回答日
5	負荷追随供給（PPAについて（別添1-4、別添2-1、別添2-3関係））	PPAに用いるためにPPA供給者に供給される非FIT等企業局電力（送電による損失率分電力を含む）は非化石価値も含むという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	1/10
6		本件対象外となりますが、非FIT等企業局電力量が長野県庁舎の需要電力量に対し不足する場合にPPA供給者が別途調達する電力は再エネ由来である必要はないという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。	
7		（別添1-4）2（4）および（別添2-1）2（6）において、「PPAの電源の供給電力量は～省略～ただし、一般送配電事業者との契約電力に～省略～送電による損失率分の電力を加えた電力を上限とする」とあります。これは、PPA供給として1,650kW（1時間値）を長野県庁舎さまに供給する可能性があるということになりますでしょうか。仮にその可能性がある場合、別添2-3の別表2において基本料金の予定数量が850kW×9か月との記載となっている点について、800kW分の基本料金を事業者としては回収できないということになりますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・PPA供給者は、1,650kW（1時間値）供給する可能性はあります。 ただし、発電所の故障等不測の事態を除き、非FIT等企業局電力の不足は見込んでおりません。 ・託送料金のうち基本料金については、ベース供給者が800kW分を負担しますので、PPA供給者は800kW分の負担はありません。 ・なお、現在（R5.7～R6.6）の県庁舎の負荷追随供給の契約電力も自己託送分（520kW）を除いた1,130kWとしてしています。 	
8		別添2-3第13条第2項において「契約電力を超えて」の「契約電力」ですが、別表1の5本契約の契約電力850kWを指すという理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者への契約超過金を想定したもので、別表1の「一般送配電事業者との契約電力（予備電力）」の項「PPA（負荷追随供給）」の欄の「1,650kW（1,650kW）」を指します。 ・ベース供給が800kW(1時間値)を超えることは想定していませんが、PPAと合計で1,650kWを超える場合を想定したものです。 	
9		別添2-3第13条第2項において、「PPA供給者の責めとなる理由による場合を除き」とありますが、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。	不測の事態に備えた規定ですので、具体的なものは想定していません。	
10		別添2-3第13条第2項において、中部電力ミライズ株式会社の供給条件（基本契約要綱）で決定される超過金を請求できるとの記載がありますが、参照するのは中部電力ミライズの供給条件の考え方「基本料金の1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受ける」であり、当該基本料金については、本契約において定める基本料金率を適用するという理解よろしいでしょうか。	詳細については、見積業者決定後に協議します。	

番号	項目	内容	回答	回答日
11	(回答7、8関係) 負荷追随供給 (PPA) について	<ul style="list-style-type: none"> ・仮にベース供給者が300kW供給し、PPA供給者が1,200kWをPPA供給した場合、負荷追随供給の契約電力は850kWであるため、負荷追随供給側 (PPA供給側) は、350kW (1200kW - 850kW) の契約超過となります。 ・回答8の通り、契約超過の概念は、ベースとPPA合計で1,650kWを超過した場合を指し、前述の例の場合ベース分 (300kW) + PPA供給分 (1200kW) = 1500kW < 1650kWとなり、契約超過には当たらないと理解しました。 ・回答8の通り、ベース供給側託送料の基本料金 (800kW) はベース供給者に負担いただくため、PPA供給者として託送料の基本料金負担が増えることはないことは理解しましたが、託送料以外にもPPA供給者が基本料金として回収を見込む費用 (例えば容量拠出金のようにkWに対して課金される費用等) がある場合、当該350kW分は回収が困難となるという理解になりますでしょうか。 	850kWを超過する場合の費用も見込んでいただき、その分を基本料金又は電力量料金に上乗せするなどの方法により費用を積算してください。	1/16
12	企画提案書の附表 売電価格等③負荷追随供給総額について	別添2-3 長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給に関する2社契約書 (案) 別表2に沿って、金額を算定することでよいか。	お見込みのとおりです。	
13		質問12に対する回答がよい場合、別添2-3別表2 (1) 電気料金イ電力量料金は、別添2-3の契約書 (案) 第4条第3項に記載のとおり、PPA供給者が無償でFIT等企業局電力を調達する前提で算定することでよいか。	お見込みのとおりです。	
14		質問12に対する回答がよい場合、別添2-3別表2 (1) 電気料金ウ電源費および (2) 燃料費調整額は、予定数量が0kWhであることから、当該部分はゼロ円として算定することでよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。 ・ただし、見積業者選定通知書を受け取った見積業者には、(1) 電気料金ウ電源費及び (2) 燃料費調整額の単価も示していただくことになります。 	